

兵庫労働局長によるベストプラクティス企業表彰 応募要領

1 趣旨・目的

働き方改革関連法が施行されて7年以上が経過したところであるが、長時間労働に起因する脳心臓疾患に関する労災保険の請求・支給決定件数が横ばいの状況であり、また、週労働時間40時間以上の雇用者に占める週労働時間60時間以上の雇用者の割合が令和6年度は8.0%となっており、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において定める5.0%以下とする数値目標の達成に向けて、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止により一層の対策が必要となっている。

そのような中、業務の効率化及び生産性向上に資する取組を積極的に実施する県内企業が多数存在するところであり、他社の模範となる取組を実施する企業を労働局長が選定・表彰することを通じて、県内企業の取組に対するモチベーションの向上及び好事例の横展開を行うことで、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の推進を目指すことを目的とする。

2 応募テーマ

応募にあたっては以下のどちらかのテーマを選択してください。

- ① 運送業者と連携した自動車運転者の荷待時間削減に関する荷主企業側の取組
- ② 業務効率化による自社労働者の長時間労働削減に関する取組

3 応募期間

令和8年7月1日から同年8月31日まで

4 応募要件

以下の条件をすべて満たしていること。

- 兵庫県内に事業場（支店等でも可）が所在し、兵庫労働局長が選定する使用者団体に加入している企業（自薦若しくは使用者団体からの推薦）であること。
- 応募年度の前年度において、事業場内に月80時間を超える時間外・休日労働を行う労働者がいないこと。
- 応募年度以前3年度の間、労働基準監督署から法令違反により書類送検され罰金が確定した経歴がない企業であること（兵庫労働局が保有する行政情報との照合を行う）。

5 応募方法

応募する企業は下記6に示す事項を記載した応募書類を応募期間中に郵送すること。

郵送先：〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1-3 神戸クリスタルタワー16階 兵庫労働局労働基準部監督課 ベストプラクティス企業表彰事務局あて

6 応募書類記載事項

以下の事項について、文書、写真、図等（動画は不可）を用いて記載した書類一式（形式自由）を作成すること。なお、A4紙で最大10頁以内（両面印刷の場合は5枚以内）とすること。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①会社概要（事業内容、所在地、業種、資本金、企業労働者数、事業場労働者数、代表者職氏名）、②加入している使用者団体名、③取組の背景や課題、④取組概要及びPRポイント（他部署・他社との連携や調整事項があった場合は含めてもよい）、⑤取組効果、⑥応募年度の前年度における1～12月の時間外・休日労働時間数（最も長い労働者の実績を月ごとに記載） |
|---|

7 評価の観点

応募された取組に対して、兵庫労働局において評価委員会を開催し、下記の観点を踏まえて総合的に審査を行う。なお、応募数が一定数以下の場合や最優秀賞の選定基準に達するものがない場合は受賞なしの場合もある。

No	評価の観点	概要
1	有効性	取組により労働時間の削減がどの程度行われ、どの程度有効性が認められるか。また、取組が一過性ではなく継続的に実施される仕組みがあるか。
2	独創性	独創性のある取組が行われているか。
3	波及可能性・汎用性	同業種・同規模や他業種・他規模でも導入可能な取組内容か。
4	実現困難性	企業規模等を勘案してどの程度の困難度の取組を行っているか。
5	連携困難性	他社との連携が必要など、取組の実施にあたってどの程度の関係者との調整が必要となっているか。
6	PRの分かりやすさ	応募書類記載事項が記載されており、取組の内容等の説明が理解しやすいものとなっているか。

8 受賞企業の選定

応募された取組内容から最優秀賞（ベストプラクティス）企業の選定（複数社の選定の可能性あり）を行う。なお、同一の取組に対しての受賞は1回限りとする。

9 受賞までの流れ

所定の時期に受賞企業に対する表彰式を実施する。また、最優秀賞（ベストプラクティス）に選定された企業の中から労働局長が指名した1社においては、労働局長の企業訪問による取組現場の見学をさせてもらう場合がある。

10 好事例集への掲載

受賞企業の取組については、受賞企業の了解のもと、兵庫労働局で整備する好事例集に企業名や取組概要を記載し周知広報を行う。

11 問い合わせ先

ご不明な点があれば、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

兵庫労働局労働基準部監督課（Tel：078-367-9151）